

扶桑町中小商工業者等活性化支援事業補助金

創造的産業育成のため、事業活動に寄与する特許・実用新案の出願や国際規格の取得
費用の1/2を助成します。

特許

出願費用の1/2
15万円まで

実用新案

出願費用の1/2
10万円まで

国際規格

取得費用の1/2
50万円まで

補助対象者 本社が扶桑町内にある中小企業者であること
町民税の納税義務者で、滞納の無いこと
共同出願の場合、それぞれが助成を受けられます

補助金額 出願等にかかる費用（手数料、弁理士費用、交通費など）の1/2

補助金上限 有り

補助件数 特許・実用新案は年度内2件、国際規格は年度内1件まで

申請期日 特許・実用新案を出願した日から3月以内、国際規格は取得した日から3月以内

申請・相談先 扶桑町産業建設部産業環境課 0587-93-1111 内線272

（次葉に続く）



扶桑町中小商工業者等活性化支援事業補助金交付要綱

(扶桑町訓令第12号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内産業の競争力の強化、創造的産業の育成及び環境の保全に配慮した企業の育成を図るため、町内の中小商工業者等が行う特許出願、実用新案の出願及び国際標準化機構（以下「ISO」という。）が定めた国際規格の認証取得に関する事業に対し、扶桑町中小商工業者等活性化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小商工業者等 町内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する事業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合及び協業組合並びに本町が誘致した企業をいう。
- (2) 特許等の出願 特許法（昭和34年法律第121号）又は実用新案法（昭和34年法律第123号）に基づき、特許庁への特許又は実用新案の出願をすることをいう。
- (3) 規格の取得 ISOが定めた国際標準規格について、審査登録機関の審査認証を受けることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、扶桑町の町民税納税義務者で、町税の滞納がない者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 中小商工業者等による特許等の出願で、当該中小商工業者等の事業活動に寄与すると町長が認めたもの。ただし、中小商工業者等が企業である場合にあっては、町内に本社を有するものに限るものとする。
- (2) 中小商工業者等による国際規格の取得で、当該中小商工業者等の事業活動に寄与すると町長が認めたもの。

(補助金の交付及び額等)

第5条 町長は、前条に掲げる事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項に規定する補助金の種別、補助対象経費、限度額等は、別表のとおりとする。

(共同による特許等出願の特例)

第6条 第4条第1号の特許等の出願が2以上の中小商工業者等により共同でなされた場合は、共同で出願した者のうちいずれも補助対象者とする。

2 前項の場合において、補助対象者となった者の補助対象経費は、自ら

負担した額を上限とする。

(特許出願補助金及び実用新案権出願補助金の交付申請)

第7条 特許出願補助金及び実用新案出願補助金の交付を受けようとする者は、特許等の出願をした日から起算して3月以内に、補助金交付申請書（様式第1。次条において「申請書」という。）及び特許等出願概要書（様式第2）に、出願に要した経費の支払い書類の写しを添えて提出しなければならない。ただし、1月1日から3月31日までの期間内に特許等の出願をした場合においては、翌年度の4月1日以降に提出するものとする。

(ISOが定めた国際規格取得補助金の交付申請)

第8条 ISOが定めた国際規格取得補助金の交付を受けようとする者は、規格の取得をした日から起算して3月以内に、申請書及び国際規格取得概要書（様式第3）に、審査登録に要した経費の支払い書類の写しを添えて提出しなければならない。ただし、1月1日から3月31日までの期間内に規格の取得をした場合においては、翌年度の4月1日以降に提出するものとする。

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助の種別	補助対象経費	補助率	限度額等
特許出願補助金	特許庁のうち出願、審査請求、電子化手数料にかかる経費及び弁理士費用	1/2	申請1件につき15万円以内で、年度内1中小商工業者等につき2件
実用新案出願補助金	特許庁のうち出願、評価書の請求、電子化手数料にかかる経費及び弁理士費用	1/2	申請1件につき10万円以内で、年度内1中小商工業者等につき2件
国際規格取得補助金	認証機関に支払う審査登録に要する費用（書類審査、予備審査、本審査の費用を含む）、（消耗品費、手数料）	1/2	申請1件につき50万円以内で、年度内1中小商工業者等につき1件

添付書類について

○特許・実用新案

- ・同意書

（町税の納付状況確認に必要です）

- ・特許等の出願を証する書面

- ・補助対象経費の支払いを証する書面

（振替の場合は請求書も添付してください）

○国際規格

- ・同意書

（町税の納付状況確認に必要です）

- ・認証取得を証する書面

- ・認証機関への支払いを証する書面
- （振替の場合は請求書も添付して

ください）

申請・相談先

扶桑町産業建設部産業環境課

0587-93-1111 内線272